

## 障がい者施策の展開

国は、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と障がい者が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき障がい者支援のための施策を推進することとしています。

本町においても「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように定めます。

### 基本理念

障がい者一人ひとりが自立し、  
いきいきと暮らすまち ひろの

障がいのある人が地域の一員として快適に暮らせることは、誰にとっても豊かで安心な地域社会であることのひとつの証と言えます。障がい者が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加するためには、周りがそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも肝心です。すべての住民が、互いの個性を認め合いながら思いやり、ともに暮らし、ともに支え合う地域づくりを目指して、以下のような障がい者施策を展開します。



### 1 啓発・広報の充実

障がいや障がい者に対する誤解や偏見などの心の壁を取り除き、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、様々な啓発・広報活動を推進する必要があります。

#### 今後の取り組み

(1) 啓発・広報活動の推進	(2) 福祉教育の推進	(3) ボランティア活動の推進
施策項目	施策項目	施策項目
①障がいに関する知識の普及 ②障がい者への理解の促進 ③障がいのある人に対する差別の防止 ④交流機会の充実 ⑤「障害者週間」の周知 ⑥各種事業に関する広報の充実	①学校における福祉教育の充実 ②交流教育の推進 ③教職員に対する研修の充実 ④生涯学習における福祉教育の推進	①ボランティアに対する広報活動の充実 ②ボランティア活動の充実 ③手話ボランティア活動の促進 ④朗読ボランティア活動の普及 ⑤ガイドヘルパー活動の促進

町民誰もがいきいきと暮らすまち

# 広野町障がい者計画を策定

(2010～2019)

近年の障がい者に対する支援体制は大きく姿を変えています。

障がい者支援のあり方として、市町村が実施主体となって地域福祉の実現を目指し、年齢や障がい種別などに関わりなく、身近なところで必要なサービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが求められている状況です。

このような状況を踏まえ、本町では計画期間の終了に伴い既存の「広野町障害者計画」の見直しを行い、新たな「広野町障がい者計画」を策定しました。計画の概要を紹介します。

## 計画の概要

### 1 障がい者計画の法的位置づけ

この計画は、保健・医療・福祉、雇用・就労、教育、住民への啓発・広報など、障がい者支援に関係するあらゆる分野に関する基本的な事項を定める中長期的な計画です。

策定にあたっては、国の基本計画や福島県の計画の内容を踏まえた上で、他の関連計画との整合性を図りつつ相互に有効に作用することを目指しました。

### 2 計画の対象

本計画の対象者である障がい者とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とし、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、長期にわたり生活上の支障がある者」も含むこととします。

また、障がい福祉計画の対象者である障がい者とは、障害者自立支援法の規定による「障害者」および「障害児」とします。

### 3 障がい福祉計画との整合性について

障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、障がい福祉サービスなどの数値目標を掲げる実施計画であり、広義には障害者計画の一部に位置づけられると考えられます。

旧計画である「広野町障害者計画」の計画期間中に本町では「広野町障がい福祉計画」を策定しており、前期計画を見直して本計画を策定する際に、「広野町障がい福祉計画」の内容と調和の保たれたものとなるよう留意しました。

### 4 計画の期間

「広野町障がい者計画」の計画期間は、中長期的な視野に立ち平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

※「障害」の表記について……平成16年9月の第2次福島県障がい者計画策定以降、公文書、組織名称などの「障害」の表記を「障がい」とし、可能な部分についてひらがな表記にしています。法律名や固有名詞は漢字表記のままです。